

## ○消費税の取扱い

(問1) 指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等に係る売買差額に対する消費税の取扱いはどのようにになりますか。

(答1) 指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等（以下「指定糖等」という。）の機構売買は、保税地域における外国貨物の譲渡に当たるため、消費税は免税となります。したがって、売買差額に消費税相当額は含まれていないこと（注1）から、輸入者の仕入に係る消費税額の控除はできません（注2）ので、ご留意ください。

注1：指定糖等の買入価格及び売戻価格は消費税抜きで算出され、その差額（売買差額）についても、消費税抜き価格の価格となります。

注2：機構売買を終えた指定糖等については、消費税法第4条第2項の規定に基づき輸入許可後に保税地域から引き取るときに消費税が課せられることとなります。この場合の納税額は、当該指定糖等に係る

申告価格（CIF）に関税の額を加えて得た額に消費税率を乗じて得た額となり、機構に納付する売買差額は課税標準に含まれないため、売買差額は消費税法第2条第1項第12号に規定する課税仕入れには該当しません。消費税の税額計算を行う場合、売買差額に係る消費税額は税額控除されないことから、輸入者自らが売買差額に係る消費税額を納税して頂くこととなります。

（問2）指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の対象となる輸入貨物は軽減税率の適用になりますか。

（答2）問1にあるとおり機構の売買は保税地域で行われる外国貨物の売買であることから、輸入者が機構に納付する売買差額には消費税相当額が含まれていません。

なお、機構は軽減税率の適否を判断する立場にはありませんので、当該適否等の詳細については税関や税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページには輸

入貨物に係る飲食料品の取扱いについてのQ & Aが掲載されておりますので、参考としてください（また、以下に該当箇所を抜粋して掲載してあります）。

国税庁 「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）」

<http://www.nta.go.jp/>

【参考】「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）」（抜粋）

Ⅱ 飲食料品の輸入取引

（輸入される飲食料品）

（問46）輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます（改正法附則34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

（輸入された飲食料品のその後の販売）

（問47）当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることに変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

(問48) 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず(改正法附則34①一)。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入(保税地域からの引取り)であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、軽減通達2)。